

# 国内募集型企画旅行条件書(お申込みのご案内) (本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面)及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

## 1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社羽後交通観光(以下「当社」という)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)に記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及「旅行業約款(募集型企画旅行の部 以下「当社約款」という)によりします。
- (2) 当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (4) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を他の旅行者者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 2 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込み頂きます。お申込金は旅行代金、取消料のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円～ 旅行代金まで	12,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	30,000円～ 旅行代金まで	代金の20%～ 旅行代金まで

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、電子メールによる旅行契約の予約の申込を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して3営業日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、募集型企画旅行の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

## 3 申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行が必要です。(但し1部のコースを除きます)又15歳以上20歳未満の方のご参加は父母又は親権者の同意書が必要です。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助具使用の方など、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な処置に要する費用はお客様の負担となります。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関の状況により、お申し出のみお断りさせていただくか、介護者・同伴者の同行を条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (3) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の場合により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が認めた時は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な処置をとることがあります。これらにかかる一切の費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければいけません。
- (4) 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行の締結に応じないことがあります。
  - ①応募旅行者数が募集予約数に達したとき。
  - ②お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお当社が判断するとき。
  - ③お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ④お客様が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ⑤お客様が、風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

## 4 契約の成立時期

- (1) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項(1)の申込金を受理した時に成立するものとしします。
- (2) 通信契約は、本項(1)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとしします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到着した時に成立するものとしします。

## 5 契約書面の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。
- (2) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、(1)の契約書面に記載するところによります。

## 6 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込がなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

- (2) 本項(1)の確定書面を交付した場合には、前項(2)の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7 情報通信の技術を利用する方法

- (1) 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときにお客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を提供したときは、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- (2) 本項(1)の場合において、お客様の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。)に記載事項を確認し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 8 旅行代金のお支払

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合は、申込み時時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

## 9 旅行代金の適用

- (1) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用のコースは3歳以上)12歳未満の方は、こども料金となります。
- (2) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

## 10 旅行費用に含まれているもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等諸税(但し、基準期日現在に公示されているものに限ります)。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 11 旅行費用に含まれていないもの

- (1) 旅行日程中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客様負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- (3) クリーニング代、電報、電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 自宅と出発地、解散地の間の交通費、宿泊費等
- (5) 希望のみ参加されるオプションツアー
- (6) 傷害・疾病に関する医療費

## 12 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ運賃又は当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 13 旅行代金の変更

- (1) 当社は、募集型企画旅行を実施するにあたり利用する運送機関の適用運賃・料金が、基準期日以降に著しい経済情勢の変化により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して15日目に当日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は、本項(1)の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 前項の規定に基づく契約内容の変更より旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払ひ、又これから支払わなければならない費用を含みます)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場において、募集型企画旅行契約の成立後又は当社の責に帰すべき事由によらず該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したとことにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 14 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

## 15 お客様による旅行契約の解除・払い戻し

- (1) お客様はいつでも、第18項の定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - イ、当社によって契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第25項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものである時に限ります。
  - ロ、第13項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 二、当社がお客様に対し第6項(1)に定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
- ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3) 当社は、本項(1)により旅行実施が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。

## 16 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第18項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除する事があります。
  - イ、お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
  - ロ、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - ハ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお当社が認めるとき。
  - ニ、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ホ、お客様が複数契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰りについては、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
  - ヘ、スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
  - ト、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - チ、お客様が第3項(4)①から⑤のいずれかに該当することが判明したとき。

## 17 当社による旅行契約の解除・払い戻し(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
  - イ、お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとお当社が認めるとき。
  - ロ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
  - ハ、お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ニ、お客様が第3項(4)②から⑤のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひ又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻します。
- (3) 本項(1)イ、ロにより、当社が旅行契約を解除した時はお客様にその者に応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

## 18 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様まのご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対して、おひとりに付き下記の料率の取消料をお支払いいただきます。(但し、パンフレットに、ホームページに取消料を明示した場合はそれによります。)

	取 消 区 分	取 消 料
1.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行においては10日目)に当たる日以降に解除する場合(3から5までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
2.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(4から5までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
3.	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
4.	旅行開始日当日に解除する場合(5に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
5.	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

- (2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。
- (3) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、次のいずれかの「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。
- ①添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- ②本項(3)①の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関が、イ.航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機場内における手荷物の検査等の完了時、ロ.船舶である時は、乗船手続きの完了時、ハ.鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時、ニ.車面である時は、乗車時、ホ.宿泊機関であるときは、当該施設への入場時、ヘ.宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設への利用手続き終了時とします。

## 19 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努め、お客様に対し次の業務を行います。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な処置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかたがうよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 20 搭乗員及びその業務

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、前項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員の同行の有無は、パンフレット・ホームページに明示してあります。添乗員が同行しない場合には、現地において当社に代わって手配を代行させるもの(以下「手配代行者」という)により本項(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は確定書面に明示いたします。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体を行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

## 21 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行にあつては、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地帯在時間の短縮等)の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日目から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

## 22 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければいけません。
- (2) お客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の旅行代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- (4) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様の負担となります。この場合の運賃・料金は、運輸機関が定める金額とします。

## 23 保護処置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該処置に要した費用はお客様が負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 24 特別補償

- (1) 当社は、第21項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社別紙特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に激激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院の数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害賠償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし補償対象品の1個又は1対については10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他これら外物と補償の対象とならない物品があります。
- (2) 本項(1)の損害について当社が、第21項(1)の責任を負うことになったときは、この保証金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 本項(1)にかかわらず、日程表において、お客様が当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故に

よってお客様が被った損害に対しこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

(4) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を受取って当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のはか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターノットライダ、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

(6) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金は支払いません。

## 25 旅程保証

- (1) 当社は、下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。))を除き、(ア)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ア、次に掲げる事由による変更
- (イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な処置
- ロ、第15項から第17項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して一旅行につき旅行代金に15%乗じた額を限度とします。また、お客様1名に対して一旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

## 変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件当たりの率 %	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経路便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2:確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたとき、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5:第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき1件として取り扱います。
- 注6:第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

## 26 団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。))を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

## 契約責任者

- (1) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める目までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 契約成立の特約

- (1) 当社は、契約責任者と募集型企画旅行契約をする場合において、第4項(1)の規定にか

かわらず、申込金の支払いを受けることなく募集型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。

(2) 本項(1)の規定に基づき申込金の支払を受けることなく募集型企画旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、募集型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

## 27 弁済業務保証金

### 弁済業務保証金

- (1) 当社は、一般社団法人日本旅行業協会(東京都千代田区霞が関三丁目3番3号)の保証社員になっております。
- (2) 当社と募集型企画旅行契約を締結したお客様又は構成員は、その取引によって生じた債権に関し、本項(1)の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7000万円に達するまで弁済を受けることができます。
- (3) 当社は、旅行業法第二十二条の第十第一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担保金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

## (苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出をすることができます	
名称	一般社団法人 日本旅行業協会
所在地	東京都千代田区霞が関三丁目3番3号
電話	(03) 3592-1266

## 28 旅行代金・旅行条件の基準

- (1) 本条件書の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット・ホームページ等に明示した日とします。
- (2) 本条件書の各項目という旅行代金とは、募集広告又はパンフレット・ホームページに記載した参加コースの金額及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項(1)の申込金、第18項の取消料、第25項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。追加代金とは、船舶及び航空機の等級の選択、宿泊ホテルの指定の選択、一人部屋追加代金等パンフレット・ホームページに表示して追加した代金をいいます。オプションツアーは別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

## 29 その他

- (1) 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行保険に加入されることをお勧めします。
- (2) この条件書に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行約款は、各営業所店頭又はホームページからご覧いただけます。
- (3) お客様の便宜をはかるためにお土産店にご案内することがあります。お店の選別には万全を期しておりますが、購入に際しましては、お客様の責任でご購入下さい。

## 30 個人情報について

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配に利用させていただき、必要な範囲内において当該機関などに提供します。その他、当社は①当社が提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い ③統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行先でのお買い物等の便宜のため、お申し込みの際に提出された個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される船舶や航空便等に係る個人データを、予め電子的方法等を利用して送付します。これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込み店に出発前までに申し出ください。



営業所名(名称・住所・電話・旅行業務取扱管理者)	
担当者氏名	㊟